

健康保険の適用除外承認申請が必要な方

- 1 当組合の被保険者の事業所が法人となる又は5人以上事業所となることにより健康保険の適用事業所となるときのすべての被保険者
- 2 当組合の被保険者が法人又は5人以上事業所を設立する等により健康保険の適用事業所となるときのすべての被保険者
- 3 1又は2に該当することにより適用除外を受けた者を使用する事業所に新たに使用されることとなった者
- 4 当組合の被保険者が健康保険の適用事業所に勤務することとなった場合
※この場合、は「事業主組合員」として引き続き当組合の被保険者となります。
「事業主組合員」については、県薬剤師会または県薬業協同組合の加入などの資格要件が必要です。詳細は「加入のご案内（加入要件）」をご覧ください。

注1 適用除外の承認申請は、事実の発生した日から14日以内となっていますので、ご注意ください。14日以内に申請することが困難と思われる場合は、事前に年金事務所にご相談されることをお勧めいたします。（承認申請は「5日以内」でしたが、平成28年3月31日に「14日以内」に改正されました。）

注2 ただし、厚生年金保険被保険者資格取得届については、事実があった日から5日以内に届出ることになっていますので、健康保険適用除外承認申請書と別に年金事務所へ届出する場合は、厚生年金保険被保険者資格取得届の左肩に「健康保険適用除外承認申請書は別途提出予定」と必ず記載してください。

（上記は、厚生労働省通知「国民健康保険組合の行う国民健康保険の被保険者に係る政府管掌保険の適用除外について（平成17年12月15日付、保国発第1215001号他）」、「同通知の一部改正について（平成28年3月31日付、保国発0331第3号他）」の一部要約）